

質問第四号

防衛庁の秘密に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年一月二十四日

志 裕
 苦 裕

参議院議長 藤田 正明 殿

防衛庁の秘密に関する質問主意書

日米共同作戦計画の策定作業の進展に伴つて、自衛隊が保有する軍事秘密の数が急増している。その一部は内閣衆質一〇四第一八号でも明らかになっているが、それによると防衛庁の保有する秘密の数は、過去五年間で五割近くも増えており、中でも特に秘密度の高い「機密」と「極秘」について見ると、七割増という急増ぶりである。「日米防衛協力のための指針」がわざわざ「自衛隊及び米軍は、保全に関しそれぞれ責任を負う。」とうたつたのも、このことを予想していたためと思われる。そこで、「日米防衛協力のための指針」決定（昭和五十三年）以後の日米共同作戦体制の進展と軍事秘密の増大との関係を明らかにするために、改めて次のとおり質問する。

一 昭和五十三年以降六十一年までの各年ごとの防衛庁の保管する防衛秘密及び庁秘について、

以下の各項目に関して、機密、極秘、秘の正確な数及びそれらの合計数を明らかにしていただく

きたい。

- 1 各年末ごとの保管件数及び保管点数
- 2 各年ごとの指定件数及び指定点数
- 3 各年ごとの解除件数及び解除点数
- 4 各年ごとの秘密区分変更の件数及び点数
- 5 各年ごとの破棄の件数及び点数

二 昨年十二月二十四日に統幕議長と在日米軍司令官との間で署名が交わされたいわゆる「シーレーン防衛共同研究」に関して、秘密の指定は全部でいくつ行われたか。「機密」「極秘」「秘」のそれぞれの件数及び点数を明らかにしていただきたい。

三 昭和五十九年十二月に統幕議長と在日米軍司令官との間で署名が交わされた日米共同作戦計画文書の秘区分は、私の「昭和六一年版防衛白書に関する質問主意書」に対する答弁では「機密」

だとされているが、同文書に関連して秘密の指定は全部でいくつ行われたのか。「機密」「極秘」
「秘」のそれぞれの件数及び点数を明らかにしていただきたい。

右質問する。